

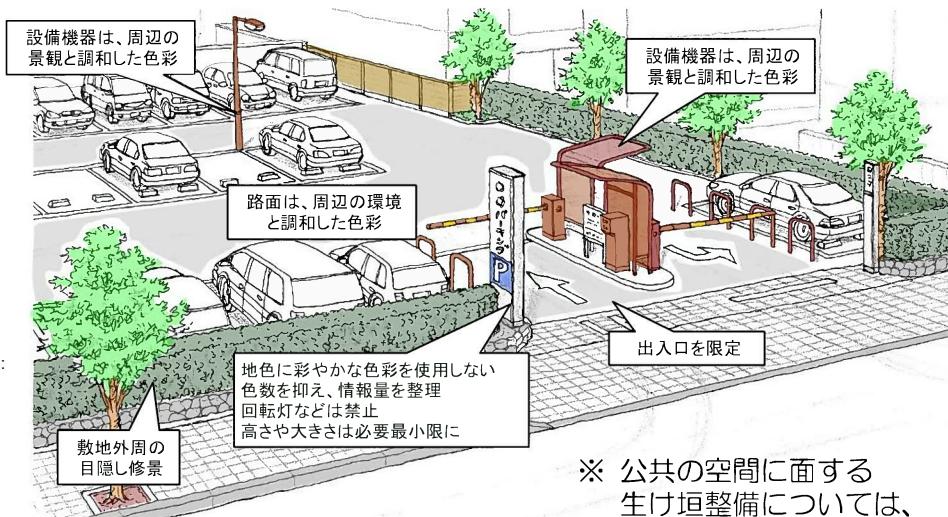
周辺の景観に調和した駐車場の整備にご協力をお願いいたします。

#### 《駐車場に関する景観形成基準》

- 路外駐車場を整備する場合は、できる限り出入口を限定する。
- 道路・用水・河川・公園等の公共空間に面する部分は、周辺の景観との調和に配慮し、生垣や板塀・土塀等による積極的な目隠し修景、広告物の足下緑化に努める。
- 敷地内に設置する設備機器や広告物は、周辺の景観と調和した色彩・デザインとする。
- 路面は、周辺の景観と調和した色彩とする。(H25 11月より追加)

※届出内容が景観形成基準に合致しているかの審査を行い、  
基準に合致していない場合は、届出者と相談しながら、  
改善のお願いをします。

#### 《景観に配慮した駐車場のイメージ》



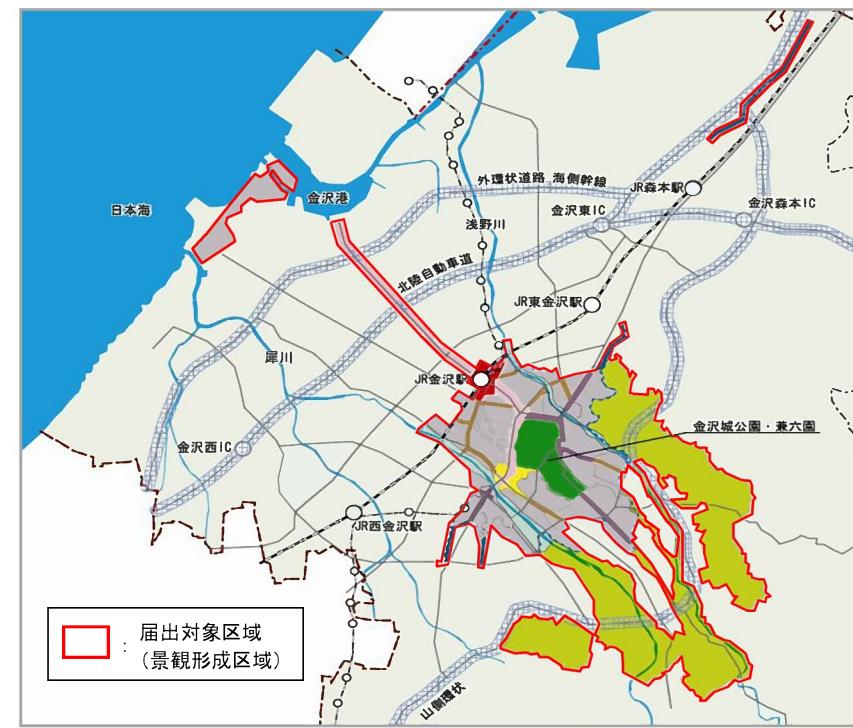
#### 《駐車場の設置等に関する届出や申請が必要となる行為》

- 建物を解体しての駐車場整備（路面の着色を含む）※<sup>1</sup>
- 空き地を舗装しての駐車場整備（路面の着色を含む）
- 既存駐車場の路面の色彩の変更（H25 11月より追加）※<sup>2</sup>

※1 建築物に付随する駐車場は、当該建築行為にかかる届出（市全域が対象）のなかで駐車場の形態等を確認させていただきます。

※2 路面の着色および色彩の変更面積が50m<sup>2</sup>未満のものについては、届出は不要です。

#### 《届出が必要となる区域》



お問い合わせ先：金沢市都市整備局景観政策課

TEL : (076)220-2364 FAX : (076)224-5046

E-mail: [keikan@city.kanazawa.lg.jp](mailto:keikan@city.kanazawa.lg.jp)